

53条

地区
計画

郵送・メール での
受付を始めました!!

1 概要

現在、窓口で受け付けている「都市計画法第53条の許可申請書」及び「地区計画の区域内における行為の届出書」（盛岡駅西口地区地区計画・道明地区地区計画を除く。）について、メール・郵送での受付を行っています。53条の都市計画道路区域に係る申請については、メールでの受付対象外です。

郵送提出の場合、事前にメールでの書類確認・ご相談を承りますので、ご希望の方は下記メールアドレスまでお送りください。

なお、窓口での受付は引き続き継続しますが、できる限りメール又は郵送での提出にご協力をよろしくお願いいたします。

2 注意事項

郵送時の注意事項は次のとおりです。

- ◎ 返信用封筒（角2、120円切手貼付）を同封願います。
- ◎ ご担当者様の連絡先を忘れずにご記入ください。確認のお電話をする場合があります。
- ◎ 訂正等が必要な場合には、追加で書類のご提出や差替えをお願いすることがあります。
- 書類の審査に要する期間は1～2週間程度となりますが、届出内容によって異なりますので、詳しくは担当にご確認ください。

【担当】 盛岡市都市整備部 都市計画課 業務係
〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2 TEL:019-639-9051
メールアドレス：toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp